

## 専用水道業務委託開始届 審査基準

### 水道法

#### (業務の委託)

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という。)は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項(水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。)及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条(第二項及び第三項を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。
- 8 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条(第二項第三号及び第七号を除く。)、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条及び第二十四条の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県知事
第十九条第二項	事項	事項(第三号及び第七号に掲げる事項を除く。)
第二十四条の三第二項	厚生労働大臣	都道府県知事
第二十四条の三第四項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号(第三号及び第七号を除く。)
第二十四条の三第六項	第十七条、第二十条から第二十二条の三	第二十条から第二十二条の二
	第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条(第二項	第三十六条第二項並びに第三十九条(第一項
第二十四条の三第八項	同項各号	同項各号(第三号及び第七号を除く。)

- 2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

水道法施行令

(業務の委託)

第九条 法第二十四条の三第一項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託すること。
- 二 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。

三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

- イ 委託に係る業務の内容に関する事項
- ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- ハ その他厚生労働省令で定める事項

第十条 法第二十四条の三第一項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

## 水道法施行規則

### (委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

### (業務の委託の届出)

第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水道事業者の氏名又は名称
  - 二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帶して請け負った場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
  - 三 受託水道業務技術管理者の氏名
  - 四 委託した業務の範囲
  - 五 契約期間
- 2 法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失った理由とする。

### (業務の委託に関する特例)

第十七条の八 法第二十四条の三第六項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、第二十二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における第十五条第八項、第十七条第一項並びに第十七条の二第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

## 水道法施行細則

### (業務委託開始等の届出)

第二十一条 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項前段の規定による業務を委託したときの届出は専用水道業務委託開始届(別記第二十八号様式)により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道業務委託契約失効届(別記第二十九号様式)により行うものとする。